

平成 2 8 年 度 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

日 時	平成 29 年 3 月 23 日 (木)		
	午後 3 時 55 分～午後 5 時 24 分		
場 所	中央公民館第一会議室		
出席者			
溝 口	委員長	上 橋	管理課長
二 見	委 員	中 村	社会教育課長
福 島	委 員	西 高	管理課長補佐
藤 井	教育長		

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	裁 決 の 次 第
議案第 14 号	大崎町ブックスタート事業実施要綱の制定について	特記事項なし	可 決
議案第 15 号	大崎町公民館管理規則の全部を改正する規則の制定について	特記事項なし	可 決
議案第 16 号	大崎町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	特記事項なし	可 決

会 議 要 旨

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 委員長及び委員の報告
委員長
・別紙のとおり

委員

・大崎中卒業式 3.14

中学校の卒業式は、104名の卒業生で今年の卒業式は一昨年とは違いとても良い卒業式でした。3年生担任の先生が号泣している姿を見て、1年間の苦勞が良く理解できたところでした。

・大丸小卒業式 3.23

大丸小の卒業式は、11名の卒業生で入場の時には、すごく間隔を空けておごそかですごく良い入場から始まり、洋服も正装で送る言葉の時には一人も詰まることなく、大きな声でとても良い卒業式でした。

委員

・大崎中卒業式 3.15

中学校の卒業式は、高校生になる皆さんなのでしっかりとした姿で、身も引き締まる思いの素晴らしい卒業式でした。

・大崎小卒業式 3.24

午前中の大崎小の卒業式は、まず寒かったです。5年生の子ども一人気分が悪くなりましたが、大事には至らなかったでした。式は格調高く厳粛に進められました。

4 教育長行政報告

1 3月議会初日 3.1(水)

2 租税教育決済(税務署) 3.3(金)

3 臨時教育委員会 3.5(日)

曾於地区青年団文化祭

・大崎町の中央公民館で開催されました。曾於地区青年団は、大崎町と旧大隅町、旧末吉町、旧財部町の四つの青年団で構成されています。県内でも青年団は少なく、曾於地区の青年団は活発に活動しているほうであります。大崎町青年団は、私の希望では中学生や高校生を巻き込んでボランティア等をしてもらいたいと考えています。

4 家庭教育学級主事研修会 3.7(火)

学校開放運営協議会

臨時校長会

5 高校入試 3.8(水)

6 町議会一般質問 3.9(木)

・今回は二人の人から質問がありましたが、一人は町長の方針から学校で対応できない問題とは何かとはと言う事でした。

もう一人からは、中央運動公園の活用についての質問でした。PRしてもっと使用して頂きたいとのことでした。

7 給食センター運営委員会 3.10(金)

・今年初めてこの会に出ましたが、今は安心して会に出ることが出来ます。会計報告も残金が少なく、未納も少なく良い感じになってきている。

8 社会教育講座閉校式 3.11(土)

郷土愛を育む講演会

・東川さんが来られて講演がありましたが、例年100名近くが入っていますが、もう少し多くの方に来てほしいところです。

9 招待バレー大会 3.12(日)

・これはロータリークラブが主催して開いている大会ですが、地区内から30チームが参加され青少年育成に貢献しているロータリークラブに敬意を表している所です。

照日神社剣道大会

10 中学校卒業式 3.14(火)

11 議会最終本会議 3.16(木)

12 大崎幼稚園卒園式 3.17(金)

13 春の大崎ウォーク 3.18(土)

・今年で3回目の開催になりました。昨年と比べて逆コースにしましたが、これが良かったと思っています。もっと一般の方に参加してもらいたいのですが、PR不足と感じています。

14 県知事車座対話 3.20(月)

・前半は議員さんとの対話でした。後半は、一般の方々に議員さんより鋭い質問等が出ていました。

15 小学校卒業式 3.23(木)

定例教育委員会

管理職送別会

16 小中学校終業式 3.24(金)

17 陸上トレーニング施設地鎮祭・安全祈願祭 3.25(土)

中沖保育園卒園式

大丸保育園卒園式

18 公民分館長会 3.28(火)

19 シャルム大崎落成式 3.29(水)

課長会

20 退職者退任式 3.31(金)

5 報 告

報告第49号 就学させる学校の指定の変更について

学校教育法施行令第8条の規定に基づき、就学させる学校の指定の変更申請があり、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

報告第50号 区域外就学について

学校教育法施行令第9条の規定に基づき、別紙のとおり当該教育委員会と区域外就学の協議を行い、これに同意を得て、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第

19 条第 1 項第 5 号により処理したので、同条第 3 項の規定により教育委員会にこれを報告する。

報告第 51 号 臨時代理の報告（平成 28 年度一般会計補正予算（第 6 号）に係る議案に関する町長への申し出）について

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和 40 年教育委員会規則 第 2 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度一般会計補正予算（第 6 号）に係る議案について町長への意見の申し出を行ったので、同条第 2 項の規定により報告する。

課長
（管理課補正予算の説明）

課長
（社会教育課補正予算の説明）

報告第 52 号 臨時代理の報告（平成 29 年度一般会計予算に係る議案に関する町長への申し出）について

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和 40 年教育委員会規則 第 2 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度一般会計予算に係る議案について町長への意見の申し出を行ったので、同条第 2 項の規定により報告する。

課長
（管理課補正予算の説明）

課長
（社会教育課補正予算の説明）

委員長
以上、報告のとおりである。

6 議 事

議案第 14 号 大崎町ブックスタート事業実施要綱の制定について

大崎町ブックスタート事業実施要綱を次のように制定したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第 8 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

大崎町ブックスタート事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、絵本を通して親と子がふれあいを楽しみ、絆を深めるとともに、乳幼児から本に親しむ習慣を身につけることを目的に実施するブックスタート事業(以下「事業」という。)について定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、大崎町教育委員会(以下「委員会」という。)とし、保健福祉課と協力して実施するものとする。

2 事業実施に当たっては、必要に応じ、保育士、読み聞かせボランティア団体等の協力を求めて実施するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、大崎町に住所を有する満1歳未満の乳児とする。

(役割及び分担)

第4条 この事業の主な役割及び分担は、次のとおりとする。

- (1) 委員会 絵本の購入、贈呈及び読書指導
- (2) 保健福祉課 健診日の設定及び場所の提供
- (3) 保育士、読み聞かせボランティア団体等 読み聞かせの実技等

(事業内容)

第5条 この事業は、乳児及び産婦健康診査に際して、事業の趣旨や絵本の読み聞かせの実際を体験し、その場で絵本を配布するものとする。

2 乳児一人に対し配布する絵本は2冊までとする。

3 指定された健診日に受診できなかった場合、絵本の引換え期間は、満1歳の誕生月の前月までとする。なお、この場合の引換えは、図書館で行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ブックスタート受領書

年 月 日

大崎町教育委員会

教育長

様

受領者 住 所

氏 名

印

次のとおり受領いたしました。

対象乳幼児	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
受 領 物 品		

委員長

質問はないか。

全委員

異議なし。

【可 決】

議案第 1 5 号 大崎町公民館管理規則の全部を改正する規則の制定について

大崎町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大崎町公民館の設置及び管理に関する条例（平成 29 年大崎町条例第 5 号。以下「条例」という。）第 22 条の規定に基づき、大崎町公民館の管理運営並びに公民館運営審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡等に当たる公民館の事業)

第 2 条 条例第 4 条に規定する連絡等に当たる公民館は、条例第 5 条第 1 項に規定する事業のほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公民館関係指導者の養成及び研修を実施すること。
- (2) 分館が事業を行う場合に必要とする資料及び教材を提供し、又は配布すること。
- (3) 社会教育に関し、町の全域にわたる規模の事業を実施すること。
- (4) 前 3 号のほか事業の実施に関し、相互の連絡調整を必要とする事項について処理すること。

(館長)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による館長は、公民館が行う各事業の企画、実施その他必要な事務を行い、所属職員を指導及び監督する。

(分館長)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定による分館長は、館長の命を受けて、分館が行う各事業の企画、実施その他必要な事務をつかさどる。

(職員)

第5条 公民館に主事及び主事補を置くことができる。

- 2 主事は、館長の命を受けて、当該事業の実施に当たる。
- 3 主事補は、上司の命を受けて、当該事務に従事する。

(分館長会)

第6条 館長は、月1回以上分館長を招集し、分館長会を開催する。

(事務の委任)

第7条 館長は、中沖地区公民館施設の使用許可に関する事務を中沖公民分館長に委任することができる。

(定期講座)

第8条 条例第5条第1項の規定に基づき公民館が開設する定期講座を受講しようとする者は、定期講座受講申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休館日)

第9条 条例第9条第1項の公民館等施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
 - (4) 前3号のほか大崎町教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は館長が、やむを得ない事情があると認める日
- 2 前項の休館日は、教育委員会又は館長が必要と認めるときは、変更できる。

(公民館等施設の使用許可申請)

第10条 条例第10条第1項の規定に基づく公民館等施設の使用許可を受けようとする者は、あらかじめ大崎町公民館施設設備使用許可申請書（別記第1号様式）を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の申請書の提出があったときは使用目的等が法令等に則していることを確認し、使用について支障がないと認めたときは、大崎町公民館施設設備使用許可書（別記第2号様式）を交付する。
- 3 条例第10条第2項の規定に基づく運動場の使用許可申請については、大崎町運動公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年大崎町教育委員会規則第1号。以下「運動公園規則」という。）第3条の規定を準用する。

(使用料の減免)

第11条 条例第14条の規定に基づき使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者が使用する場合
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者が使用する場合
- (3) 前2号のほか教育委員会が特に必要と認める場合

- 2 前項の規定に基づき前条第1項の使用許可申請に係る使用料の減免を受けようとする者は、大崎町公民館施設設備使用料減免申請書（別記第3号様式）を当該使用許可申請書に添えて提出し、教育委員会の認定を受けなければならない。

- 3 前条第3項の使用許可申請に係る使用料の減免は、運動公園規則第4条の規定を準用する。

(使用料の返還)

第12条 条例第15条ただし書の規定に基づき使用料を返還することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 非常災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなった場合

(2) 使用しようとする日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出て、教育委員会が相当な理由があると認める場合

(公民館等施設の毀損又は亡失の届出等)

第13条 公民館等施設の使用者が当該施設を汚損し、若しくは毀損し、又は亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項に規定する届出があったときは、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、前項に規定する報告があったときはその事実を確認し、条例第18条の規定に基づき、第1項の使用者に対し相応の損害賠償を命ずることができる。

(公民館運営審議会の組織)

第14条 条例第19条に規定する公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、審議会の委員(以下「委員」という。)による互選とする。

3 委員長は、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 会議は、委員長が必要と認めるときに、あらかじめ日時、場所及び会議に付すべき事件を委員に通知して招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務の処理等)

第16条 公民館及び分館における事務の処理及び職員の服務等については、教育委員会事務局の取扱いの例による。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第10条関係)

年 月 日

大崎町公民館長 殿

申請者 団体名.....
住 所.....
氏名..... 印

大崎町公民館施設設備使用許可申請書

大崎町公民館施設設備を下記のとおり使用したいので、大崎町公民館の設置及び管理に関する条

例施行規則第 10 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 目的

【.....】

2 使用する施設区分（使用する施設設備に○を付してください。）

施設名	使用施設	設備等
中央公民館	・第1会議室 ・第2会議室 ・第3会議室 ・第4会議室 ・第5会議室 ・大ホール ・生活研修室(日本間) ・料理講習室	・冷房 ・暖房 ・舞台照明 ・放送器具 ・視聴覚器具 ・ピアノ
陶芸棟	・陶芸棟	・陶芸窯（・素焼き・本焼き）
弓道場	・弓道場	
中沖地区公民館	・集会室 ・日本間 ・会議室 ・料理講習室	・冷房 ・暖房

3 日時

期日	使用時間	超過	冷暖房
／（曜日）	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	時間	時間
／（曜日）	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	時間	時間
／（曜日）	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	時間	時間
／（曜日）	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	時間	時間

4 人員【 名】

5 条件

- （1）特に火災予防に注意し、施設設備等を損傷したときは、申請者が弁償すること。
- （2）使用後は清掃し、用具等の後始末をすること。
- （3）その他条例・規則を遵守して使用すること。

特記事項

第 2 号様式（第 10 条関係）

大崎町公民館施設設備使用許可書

年 月 日

申請者 団体名.....
住 所.....

氏 名.....

下記の施設設備の使用について、大崎町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定に基づき許可します。

記

1 目的

【.....】

2 使用する施設区分（使用する施設設備に○を付してください。）

施設名	使用施設	設備等
中央公民館	・第1会議室 ・第2会議室 ・第3会議室 ・第4会議室 ・第5会議室 ・大ホール ・生活研修室(日本間) ・料理講習室	・冷房 ・暖房 ・舞台照明 ・放送器具 ・視聴覚器具 ・ピアノ
陶芸棟	・陶芸棟	・陶芸窯（・素焼き ・本焼き）
弓道場	・弓道場	
中沖地区公民館	・集会室 ・日本間 ・会議室 ・料理講習室	・冷房 ・暖房

3 日時

期日	使用時間	超過	冷暖房
／（曜日）	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	時間	時間
／（曜日）	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	時間	時間
／（曜日）	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	時間	時間
／（曜日）	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	時間	時間

4 人員 【 名】

5 条件

- （1）特に火災予防に注意し、施設設備等を損傷したときは、申請者が弁償すること。
- （2）使用後は清掃し、用具等の後始末をすること。
- （3）その他条例・規則を遵守して使用すること。

年 月 日

大崎町公民館長 印

大崎町教育委員会 殿

申請者 団体名.....
住 所.....
氏 名..... 印
(Tel..... - -)

大崎町公民館施設設備使用料減免申請書

下記の大崎町公民館施設設備の使用について、大崎町公民館の設置及び管理に関する条例第 14 条及び同条例施行規則第 11 条第 1 項の規定に基づき使用料の減免を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

- 1 使用施設設備 (.....)
- 2 使用目的 (.....)
- 3 使用日時 年 月 日 (~ 年 月 日)
午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

※ この申請書の受理をもって、直ちに減免を認定するものではありませんので、あらかじめ御承知ください。また、通年または一定期間の減免申請は、当該期間を通して同一の使用目的で定例的に使用する場合に限り受理します。

(以下、教育委員会記入欄)

上記の使用料減免申請は、大崎町公民館の設置及び管理に関する条例第 14 条及び同条例施行規則第 11 条第 1 項 (第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号) の規定により (半額減免 ・ 8 割減免 ・ 全額免除 ・ 減免不可) とすることを認定した。

【減免理由 (規則第 11 条第 1 項第 3 号を適用の場合)】

- 1 内規に定める団体等が、当該団体等の本来の活動に使用するため。
- 2 要領 3-(2)-{ ①-(a) ・ ①-(b) ・ ②-(a) ・ ②-(b) } に該当するため。
- 3 その他.....

委員長

質問はないか。

全委員

異議なし。

【可 決】

議案第 16 号 大崎町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

大崎町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第 8 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 23 日 提出

大崎町教育委員会教育長 藤井光興

大崎町立学校管理規則の一部を改正する規則

大崎町立学校管理規則(昭和 40 年大崎町教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。
第 59 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、「及び着任届」を削り、同項を同条第 2 項とする。

第 61 条第 1 項中「様式第 30 号」を「様式第 29 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 31 号」を「様式第 30 号」に改める。

第 64 条第 2 項中「様式第 32 号」を「様式第 31 号」に改める。

第 65 条第 2 項中「様式第 33 号」を「様式第 32 号」に改める。

様式第 29 号を削り、様式第 30 号を様式第 29 号とし、様式第 31 号を様式第 30 号とし、様式第 32 号を様式第 31 号とし、様式第 33 号を様式第 32 号とする。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

委員長

質問はないか。

全委員

異議なし。

【可 決】

7 委員から提出された動議の討論等

なし

8 その他

なし

9 翌月の行事等

4 月 1 日 (土) ビーチバレー九州サーキット

～ 2 日 (日)

4 月 6 日 (木) 小・中学校入学式

- 4月14日（金） 転入・新規採用教職員宣誓式及び懇親会
・宣誓式：中央公民館大ホール 15時30分～
・歓迎会：あすばる大崎 18時30分～
- 4月16日（日） 九州ビーチバレーリーグ開幕戦 in おおさき
- 4月17日（月） 県教育行政説明会 県庁
- 4月26日（水） 定例教育委員会 15時30分～

10 閉 会

会議録署名人

委員長

委 員

委 員

委 員

教育長